

平成29年2月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(行コ)第62号 行政文書非公開決定処分取消請求控訴事件

(原審・名古屋地方裁判所平成24年(行ウ)第130号)

## 判 決 要 旨

控 訴 人 特定非営利活動法人情報公開市民センター

代 表 者 理 事 新 海 事 聡

被 控 訴 人 国

処 分 行 政 庁 内 閣 情 報 官

(主 文)

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

(理 由 の 要 旨)

### 1 事案の概要

本件は、控訴人が、内閣情報官に対し、情報公開法4条1項に基づき、平成24年3月26日付けで、「秘密保全法制に関する法令等協議、法令以外の協議(行政文書ファイル管理簿・内閣情報調査室分)に綴られた文書」の開示請求をしたところ、同年5月28日付け及び同年9月27日付けで、内閣情報官から、上記請求に係る行政文書の一部を開示し、その余の部分を不開示とする旨の各決定を受けたため、これらの決定のうち、原判決別紙「文書目録」1ないし16の各行政文書の中の同目録「不開示部分」欄記載の各情報(本件各不開示情報)を不開示とした部分の取消しを求める事案である。

### 2 当裁判所の判断の要旨

- (1) 当裁判所も、原判決と同様に、本件各不開示情報について、いずれも情報公開法5条3号所定の不開示情報に該当し、これを公にすることにより、同号所定の「おそれ」があると内閣情報官が判断したことをもって、その裁量権の範囲から逸脱し、又はこれを濫用したということとはできないから、控訴人の本訴

請求は、理由がないと判断する。

(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（統一基準）による機密性の格付けとの関係について

ア 控訴人は、情報公開法による開示の当否を判断するに当たって、統一基準での行政情報の機密性の格付けを考慮しないのは無理があるとし、情報公開法5条3号の不開示事由は、「国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」であって、統一基準での機密性2情報の該当事由（漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）より具体的かつ狭いから、機密性2情報に指定された情報の一部は情報公開法5条3号の不開示事由に該当しないし、機密性1情報に指定された情報は同号の不開示事由に該当しない旨主張する。

この点、統一基準における機密性の格付けの解説によれば、機密性の格付けにおいて、情報公開法の不開示事由との関連性が意識されていないわけではないが、統一基準においては、情報公開法5条3号の不開示事由と機密性の格付け判断が連動するようには定められておらず、行政内部においても、「機密性の高い行政文書」の概念と情報公開法の不開示情報の概念との関係は定かではないとされている。そうすると、機密性2情報に指定されていない情報であるからといって、情報公開法5条3号の不開示事由に該当しないとはいえない。

イ もっとも、不開示部分3ないし16を含む各文書については、機密性1情報と扱われていることからすると、これら文書の作成者又は入手者は、作成又は入手時点において、「漏えいにより国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれ」が発生しないと判断したことになり、当該部分には、情報公開法5条3号に該当する情報が記載されていないのではない

かとの疑問が生じる。

しかし、統一基準による情報の機密性の格付けは、その作成者又は入手者が、当該情報をどのように取り扱うべきと考えているのかを他の者に認知させ、当該情報の重要性や講ずべき情報セキュリティ対策を明確にするための手段である。そうすると、当該情報が限られた担当者の間だけで取り扱われ、それら担当者の中で当該情報の重要性や講ずべき情報セキュリティ対策について共通の認識がある場合には、その当否はともかく、当該情報について機密性の格付けを行う必要性は乏しいといえる。

ところで、内閣情報調査室は、秘密保全法制に関する協議に際し、平成23年9月15日以後、複数回にわたり、協議資料を外務省、防衛省、警察庁等の関係省庁の担当部局に一斉にメール送信しているが、提供する際に、資料の取扱いには十分注意するよう記載しており、同日以後、秘密保全法制に関する協議に関する文書は取扱いに十分注意を要するものであることが、内閣情報調査室と関係省庁の担当者間で共通認識になり、限られた担当者の間でのみこれら情報が取り扱われていたものと推認できる。そして、文書番号3ないし16の各文書は、いずれも平成23年9月15日以後、内閣情報調査室と関係省庁の間で、秘密保全法制に関する協議文書として作成され又は送受信されたものであるから、上記の事情が影響して、内閣情報調査室と関係省庁の担当者において機密性の格付けが行われなかった可能性が高く、機密性1情報として扱われていたからといって、上記各文書に情報公開法5条3号の「おそれ」のある記載がないとはいえない。

- (3) 被控訴人が情報公開法5条5号の不開示事由を撤回し、同条3号の不開示事由を主張し始めた点について

控訴人は、情報公開法5条5号や6号を理由として不開示にするよりも、同条3号を理由として不開示とするほうが、行政機関の長にとって立証の負担の点で合理的であるから、本件当初決定時、被控訴人において、同条3号

を不開示事由としなかったのは、同条所定の「おそれ」が発生しないとの判断を行ったからである旨主張する。この点、不開示事由それ自体をみれば、情報公開法5条3号を理由として不開示とする方が行政機関の長にとって立証の負担は少ないといえる。

しかし、本件開示請求及び本件当初決定がされた時期は、いずれも秘密保全法制の法案化に向けて具体的内容等が検討されている段階であり、かつ、本件請求に係る対象文書は1994枚という大量のものであるから、個々の情報について情報公開法5条各号に該当するか否かを判断することなく、その時点では、法案化作業に与える影響を考慮して、開示することによって不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等の同条5号ないし6号の不開示事由に該当するか否かの視点のみから分類することは、合理的なものであり、そのことからその情報の中に同条3号所定の情報が含まれていないとはいえない。

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官	永	野	庄	彦
裁判官	鈴	木	幸	男
裁判官	大	久	保	香
			香	織